

令和6年度 狭山市道路台帳整備業務委託
特記仕様書

第 一 章 総 則

第1条 （適 用）

本特記仕様書は、狭山市道路台帳整備業務委託（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 （関係法令）

本業務の実施にあたっては、仕様書、本特記仕様書によるほか、下記の関係法令によるものとする。

- (1) 道路法（昭和 27 年 法律第 180 号）
- (2) 道路法施行令（昭和 27 年 政令第 479 号）
- (3) 道路法施行規則（昭和 27 年 建設省令第 25 号）
- (4) 測量法（昭和 24 年 法律第 188 号）
- (5) 測量法施行令（昭和 24 年 政令第 322 号）
- (6) 測量法施行規則（昭和 24 年 建設省令第 18 号）
- (7) 地方自治法
- (8) 地方自治法施行令及び規則
- (9) 統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成 27 年 1 月 23 日 総務省）
- (10) 統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 27 年 1 月 23 日 総務省）
- (11) 狭山市公共測量作業規程
- (12) 埼玉県土木部「測量設計調査業務委託標準仕様書」
- (13) 埼玉県測量作業共通仕様書
- (14) 地方交付税法（昭和 28 年 法律第 211 号）
- (15) 狭山市契約規則及び諸規則業務委託契約約款
- (16) 埼玉県用地測量特記仕様書
- (17) その他関係法令

第3条 （疑 義）

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、狭山市（以下「発注者」という）と、受託者（以下「受注者」という）とが協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第4条 （実施体制）

受注者は、本業務を実施するにあたり、以下に示す条件を満たす実施体制を整えなければならない。

(1) 主任技術者

本業務に従事する主任技術者は、測量法第 49 条の規定に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。なお、受注者は、資格証明証の写しを提示し、発注者の承認を得るものとする。

(2) 照査技術者

本業務に従事する照査技術者は、本業務を実施するにあたり、空間情報データの取り扱いを高度かつ円滑に運用するため空間情報総括監理技術者の有資格者でなければならない。

(3) 法人登録資格

受注者は、契約前に次の法人登録資格を確認できる証明書等の写しを提出すること。

- ① ISO 9001 (品質マネジメントシステム)
- ② ISO 14001 (環境マネジメントシステム)
- ③ ISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)

第5条 (作業計画)

受注者は、本業務の実施にあたって、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 管理技術者届(主任技術者、照査技術者(経歴書含む))
- (5) その他、発注者が必要と認める書類

第6条 (打合せ及び検査)

本業務の実施に先立ち、発注者・受注者は業務内容及び成果品の打合せを行うものとする。また、業務実施中は、工程毎に検査を行い発注者の承認を受けるものとする。

第7条 (損害賠償)

受注者は、業務遂行中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、被害内容等の状況を報告し、発注者の指示に従うものとする。

第8条 (関係官公庁への手続き)

本業務の実施にあたり、関係官公庁への手続きを速やかに行い、提出書類の写しを提出するものとする。

第9条 (資料管理)

本業務において、発注者が貸与する資料については、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に基づく管理を行うものとし、受注者はその重要性の認識と、良識ある判断に基づき資料の破損、紛失、盗難等の事故のないように取り扱うものとする。

第10条 (秘密の保持等)

受注者は、本業務委託の履行上知り得た事項を、一切他人に漏洩してはならない。

第11条 (中間検査)

発注者は、作業途中において中間検査を行い、受注者は、不備な箇所について指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。なお、検査は、「道路管理システム用データ」以外の成果品項目について行うものとする。

第12条 (完了検査)

受注者は、業務完了後、発注者の検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行うものとする。また、納入データは、建設総務課で運用する道路管理システムで正常稼動が確認されたあと合格とする。それら納入データについては、ISMSに

よる情報セキュリティ検査及びデータ品質に関する検査を行うものとする。

第13条（成果品の帰属等）

本業務の成果品は、すべて発注者の管理及び帰属とし、受注者が成果品等を第三者に公表又は貸与してはならない。なお、受注者が作成したシステム等のプログラムについてはこの限りでない。

第14条（業務期間）

本業務期間は、契約日から令和7年3月3日までとする。

第15条（業務実績情報システムの登録）

受注者は、契約時及び完了時において、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成することとする。

- (1) 「登録のための確認のお願い」は、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。
- (2) 登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。
- (3) 変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 二 章 業 務 概 要

第16条（業務概要）

本業務の概要は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| (1) 業務対象範囲 | 狭山市全域 48.99km ² |
| (2) 時間的範囲 | 業務履行期間内 |
| (3) 空間参照系 | |
| ① 準拠する測地系 | 世界測地系(測地成果 2011) |
| ② 水平位置の座標系 | 平面直角座標系第Ⅸ系 |
| ③ 垂直位置の座標系 | 東京湾平均海面を基準とする標高 |
| (4) 業務項目 | |
| 1. 道路台帳更新 | |
| ① 計画準備・資料収集 | 1 式 |
| ② 打合せ協議 | 1 式 |
| ③ 4 級基準点 | 54 点 |
| ④ 現地調査 | 2.7km |
| ⑤ 現況平面図修正 | 2.7km |
| ⑥ 道路台帳附図修正 | 2.7km |
| ⑦ 道路台帳調書データ編集 | 2.7km |
| ⑧ 道路台帳調書作成 | 2.7km |
| ⑨ 路線網図更新 | 2.7km |
| ⑩ 新旧対照図作成 | 2.7km |
| 2. 実測求積平面図作成・更新 | |
| ① 境界点測量 | 2.7km |
| ② 実測求積平面図作成・更新 | 3.9km |
| 3. 道路管理システム更新 | |
| ① 道路網図データ更新 | 1 式 |
| ② 道路台帳調書電子データ（建設総務課用） | 1 式 |
| ③ 道路台帳調書閲覧ソフト | 1 式 |
| ④ 実測求積平面図電子データ | 1 式 |
| ⑤ 基準点データ | 1 式 |

第 三 章 計 画 準 備

第17条（計画準備・資料収集）

計画準備・資料収集は、業務全体を把握し、工程計画を立て、必要機械・機材・材料の準備等を行うものとする。

1. 本業務を実施するうえで必要な資料として、下記の資料を発注者が受注者に貸与、または受注者が必要に応じて収集するものとする。なお、受注者は資料の取扱いには十分注意を払い管理するものとする。
 - (1) 議会・告示資料
 - (2) 現況平面図 (原図またはデータ)
 - (3) 道路台帳附図 (原図またはデータ)
 - (4) 実測求積平面図 (原図またはデータ)
 - (5) 地番図データ システムデータファイル
 - (6) 都市計画基本図データ (1/2, 500、1/10, 000)
 - (7) 航空写真データ
 - (8) 認定路線道路網図データ Shape ファイル
 - (9) 境界確認資料 査定（確認）図・新設路線境界測量図等
 - (10) 狭山市基準点成果
2. 貸与資料のうち、道路管理システム上のデータについては、システムデータファイルより受注者が該当箇所・資料を特定し、発注者に請求するものとする。
3. 上記の資料より、更新管理表を作成し、協議の上、更新箇所・更新内容を確認する。
4. 更新個所の関係土地所有者を調査し、発注者と協議の上、現地調査前に通知を行うものとする。
5. 測量路線に係る土地所有者一覧を作成し、各関係者（当該自治会等含む）に書面による周知を図るものとする。周知計画については、事前にいつ、だれが、どのような目的でどの期間に作業を実施するかを明示した書面を作成し広報活動に努めるものとし作業計画を発注者に提出確認を得るものとする。

第18条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間時、完了時及び必要に応じて工程ごとに行い、受注者は協議記録簿を2部作成し、発注者・受注者が各1部保管するものとする。

第 四 章 道 路 台 帳 更 新

第19条（基準点測量）

基準点測量は、基準点の設置にあたって事前に発注者と協議を行い、十分な現地調査のうえ利用効率・精度保持・耐久性・安全性等を考慮し、路線は隣接するすべて狹山市の公共基準点に結合するように選点をするものとする。また、測量地域において既知点調査を行い亡失があった場合には発注者に報告し、扱い方法を協議しデータ等においてもデータファイルを書き換えるものとする。

1. 3級基準点測量

3級基準点測量は、狹山市敷地内の堅牢な構造物に設置することを標準とする。観測・計算は狹山市公共測量作業規定に従って精度管理を行い、座標値・点の記を基準となる様式をもって管理システムの基準点管理機能に即したデータファイルに格納作成するものとする。

2. 測量成果の検定

測量成果の検定は、3級基準点測量において、受注者が測量成果について第3者機関の検定を受け、検定証明書を発注者に提出するものとする。

3. 4級基準点測量

4級基準点測量は、同級以上の基準点を既知点とし、境界標を観測できるよう狹山市敷地内に設置することを標準とする。狹山市公共測量作業規程に従いトータルステーションにより観測し、計算・精度管理を行うものとする。また、座標値を所定の様式で管理システムの基準点管理機能に即したデータファイルに格納作成するものとする。

第20条（現地調査）

現地調査は発注者が指示する道路台帳更新委託箇所を現地において調査を行い、現況平面図、道路台帳附図、道路台帳調書を更新するためのデータを取得するものとする。現況地形更新箇所は更新箇所位置図にその種別や延長等とともに取りまとめるものとする。また、以下の作業方法及び留意事項を踏まえ現地調査を行うものとする。

- (1) 測量方法は原則として実測法とし、既設基準点より、適示補助基準点を設置し、トータルステーションによる地形測量を行うものとする。
- (2) 修正内容が軽微な場合には（1）によらず現地計測、オフセット法による修正を行うものとする。
- (3) 既存の CAD データ等を利用できる場合には、現況地形の取得は行わず、道路幅員・付属物の種類・要素・路面種別等の台帳要素を取得するものとする。
- (4) 道路区域が変化する箇所については、境界確認資料より幅員を確認するものとする。
- (5) 境界杭がある現地調査対象箇所は、各種データの更新に必要なデータ取得を行うものとする。
- (6) 境界杭がない現地調査対象箇所は、現地確認を行ったうえで、発注者と該当箇所の対応方法を協議するものとする。協議後、再度現地調査を行い、発注者の承認を得たうえで更新するためのデータ取得を行うものとする。
- (7) 現地調査対象箇所の自治会向け案内文の作成は、受注者が行うものとするが、自治会長等への説明訪問は発注者にて行うものとする。
- (8) 現場調査に伴い登記簿調査を行う必要がある場合は、基本的に発注者にて対応を行うものとする。

第21条（現況平面図修正）

現況平面図修正は、地形測量の結果に基づき、所定の図式で行うものとする。なお、本作業における対象路線の現況平面図修正は、現況の取得状況を確認したうえで、道路台帳図として必要最小限の取得範囲で現況平面図を修正するものとする。

第22条（道路台帳附図修正）

道路台帳附図修正は、以下の事項に従い行うものとする。なお、記載する道路台帳情報は幅員・区域線・区間線・区間番号・路線番号・更新年度・付属物・路面種別等、所定の記載事項とする。

- (1) 新規・改良路線においては、現況平面図及び道路区域の更新箇所について、道路台帳情報を記載する。また、更新区域外についても道路台帳情報の入っていない区間の情報について記載する。
- (2) 廃止路線においては、道路台帳情報の削除を行う。
- (3) 測定区間の設定位置は以下の道路状況における変化位置に設定するものとする。
 - ① 起点及び終点位置
 - ② 道路種別の変化区間
 - ③ 供用及び未供用区間
 - ④ 改良及び未改良区間
 - ⑤ 路面種別の変化区間
 - ⑥ 橋、踏切、トンネルの施設構造物の各区間
 - ⑦ 側溝、歩道、中央帯等、道路工作物の変化区間
 - ⑧ 道路交差部（重用区間）
 - ⑨ 道路敷の幅員が変化する区間
 - ⑩ 立体横断施設区間
 - ⑪ 特殊区間
 - ⑫ 自動車交通不能区間
 - ⑬ 道路の「最急勾配」及び「最小曲線半径」の各区間

第23条（道路台帳調書データ編集）

道路台帳調書データ編集は、道路台帳附図を用いて下記種別の道路台帳情報をデータ入力するものとする。

- (1) 認定路線データ
- (2) 区間データ
- (3) 橋梁データ
- (4) 踏切データ
- (5) トンネルデータ
- (6) 立体交差データ

第24条（道路台帳調書作成）

道路台帳調書作成は、以下の項目に従い、作業を実施するものとする。

1. 電子計算機にて市全域路線の台帳項目を再計算して、前年までの様式、内容、数値をすべて踏襲した上で、今回の更新数量を加除修正し、道路法施行規則、国土交通省及び総務省で規定された道路台帳調書データの作成を行うものとする。なお、電子媒体は表計算ソフトで閲覧可能な形式とし、電子調書閲覧ソフトにより任意の調書を閲覧できるものとする。
 - (1) 調書データを各種演算処理、論理検査を行い各調書の作成をするものとする。
 - (2) 調書の作成は、変更のあった路線について作成するものとする。
 - (3) 各種総括調書については、全ての路線に対して作成するものとする。
 - (4) 現地調査の結果、橋梁やトンネル、鉄道等との交差部等における新設・改良があれば、現地及び資料による確認を行い、所定の調書様式に記載するものとする。
2. 作成する調書の種類は、以下のとおりとし、原則として全路線を電子媒体による納品とし、更新箇所については紙出力も行うものとする。
 - (1) 路線単位又は1施設単位の更新調書

- (2) 総括調書の更新
 - ① 道路法に関する調書
 - ② 国土交通省に関する調書
 - ③ 総務省に関する調書
- (3) 普通交付税の算定に用いる数値調書（埼玉県版）
- (4) 認定基準報告書
- 3. 認定路線調書は、下記の事項を路線毎に記載し作成するものとする。
 - (1) 路線種別
 - (2) 路線名
 - (3) 起点地番、終点地番
 - (4) 総延長、実延長
 - (5) 重用延長、未供用延長
 - (6) 最小幅員、最大幅員
 - (7) 認定告示等の期日、告示番号、議案議決の期日、各番号
- 4. 認定基準報告書は、下記の事項を幹線及び地区毎に記載し作成するものとする。
 - (1) 舗装計画実績状況：幅員 2.5m 以上の舗装・未舗装延長
 - (2) 路線数・総延長：路線数及び総延長の前年度との推移
 - (3) 幅員別延長・面積：幅員別の延長・面積の前年度との推移

第25条（路線網図更新）

路線網図データ更新は、対象箇所の路線の形態をデータ編集し、路線番号を付番するものとする。また、更新した路線網図データは市全域を 2 分割し、縮尺 1/8,000 にて、道路骨格地形図を背景図としカラー出力を行うものとする。なお、データの利活用のため、汎用形式でデータを作成するものとする。

第26条（新旧対照図作成）

新旧対照図作成は、道路台帳附図更新前後の路線の状況を出力し、A3 ファイルにまとめるものとする。

第 五 章 実測求積平面図作成・更新

第27条(境界点測量)

境界点測量は、前章で設置された基準点及び周辺の公共基準点からトータルステーション等を用いて観測を行うことで境界標の座標値を算出し座標を統一させるものとする。なお、境界標間の辺長を座標値により算出し、境界確認資料などの辺長と比較し、境界標の移動等の状況により調整計算等を実施し、発注者と協議の上、協議簿等により提出するものとする。測量成果は、測量成果簿にとりまとめるものとする。

第28条 (実測求積平面図作成・更新)

実測求積平面図作成・更新は、新規作成及び現況との相違などにより、現地作業を伴う場合については境界点測量によることとし、区画整理地内などの境界点成果が存在する地区については、その各種測量成果等を使用し作成するものとする。実測求積平面図は、縮尺1/500 で作成・更新するものとする。なお、新たに作成する場合にはA3 サイズを基本として作成し、電子データとして道路管理システム上で閲覧できるものとする。

第 六 章 道路管理システム更新

第29条 (道路管理システム更新)

道路管理システム更新は、更新した道路台帳調書及び路線網図、実測求積平面図のデータについて必要な加工を行い、道路管理システムのデータサーバに格納・セットアップするものとする。

道路管理システムのデータは以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 道路網図データ | |
| (告示延長・幅員情報/道路台帳調書・求積図リンクデータを含む) | 1 式 |
| (2) 道路台帳調書電子データ (建設総務課用) | 1 式 |
| (3) 道路台帳調書閲覧ソフト | |
| (全路線/更新分/ブロック別に関係省庁・調書種別ごとに閲覧できるもの) | 1 式 |
| (4) 実測求積平面図(A3 版を基本とする) | 1 式 |
| (5) 基準点データ | 1 式 |

なお、本業務にて作成・修正した全てのデータについて、既設の道路管理システムで運用することから、システム更新後はシステム導入業者によるデータ検証作業を実施し、その承認を得るものとする。また、問題があれば速やかにデータの修正を行うものとし、この工程は発注者及びシステム導入業者に承認されるまで責任を持って繰り返し行うものとする。なお、その際に係る経費は受注者の負担とする。

第 七 章 成 果 品

第30条（成果品）

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|--|--------|
| (1) 現況平面図原図（1/500・電子データ（pdf形式））更新対象図面 | 各1面 |
| (2) 道路台帳附図原図（1/500・ポリエステルフィルム・電子データ（pdf・dxf形式））〃 | 各1面 |
| (3) 道路台帳調書製本（建設総務課用・財政課用） | 各1冊 |
| (4) 道路台帳調書電子データ及び閲覧ソフト（建設総務課用・財政課用）DVD | 各1枚 |
| (5) 路線網図
（普通紙カラー出力冊子用x1、1/8,000 普通紙カラー出力図 x1） | 計2 セット |
| (6) 道路網図データ（汎用ファイル） | 1 枚 |
| (7) 更新箇所位置図・新旧対照図綴り（A3 ファイル） | 1 冊 |
| (8) 実測求積平面図（電子データとして管理システムに格納） | 1 式 |
| (9) 測量成果簿（A4ファイル） | 1 式 |
| (10) 基準点データ（電子データとして管理システムに格納） | 1 式 |
| (11) 道路管理システム用データ（電子データとして管理システムに格納） | 1 式 |
| (12) その他発注者が必要としたもの（協議による） | 1 式 |
| (13) 道路境界測量に関しては、埼玉県用地測量特記仕様書で規定するもの | 1 式 |

以上